

**Fight!**  
**Fukushima!**

**がんばろう  
ふくしま!**

週刊 避難者応援情報紙

**浜通り**

×

7月3日発行  
**Vol.653**

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

## 郡山市HPから

### 税務署職員を かたる なりすまし詐欺 被害発生

なりすまし詐欺被害防止のため、メディア、市、警察によりさまざまな情報が発信されていますが、手口が巧妙化し、被害が後を絶ちません。

**市役所職員や銀行員、年金事務所職員、警察がATMでの手続きをお願いすることや暗証番号を聞くことは絶対にありません。**

 **19ページをご覧ください。**

## 目次

### ●「みなみそうまトピックス」から

- ・相馬農業高等学校と南相馬市との  
連携協定締結 ----- 2
- ・おだかつながる市・おだかるフェスタ  
----- 2

### ●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 6
- 双葉町 ----- 13
- 郡山市 ----- 19

### ●新潟県

- ・クマ出没警戒注意報発表中 ----- 20

6/13 木

## 相馬農業高等学校と南相馬市との連携協定締結

6月13日、市は相馬農業高等学校と連携協定を締結しました。連携協定は、「相馬野馬追」の執行・継承、加えて、地域に貢献する人材育成などを目的としたものです。

相馬農業高等学校は、これまでも郷土芸能伝承に係る活動を進めてきたほか、令和6年度「相馬野馬追」では、市長が騎乗する馬の手配をはじめ、馬の綱を引くサポートを同校馬術部の皆様に務めていただきました。



6/30 日

## おだかつながる市・おだかるフェスタ

6月30日、おだかつながる市が小高交流センターで開催され、作り手との会話を楽しみながらアクセサリーや雑貨などを購入する方や、広場でキッチンカーのフードを楽しむ方などの姿が見られました。

このほか同会場内では、市主催の「おだかるフェスタ」、小高の魅力をアートで表現する「アーティスト・イン・レジデンス」について振り返るトークイベントなども開催されました。





## 南相馬市からのお知らせ

### 令和6年度の児童手当の制度改正について

7月1日HP更新

令和6年10月分(令和6年12月支給分)から、児童手当の制度が一部改正になります。制度改正により、新たに手当の支給対象となる方や手当が増額となる現行受給者の一部の方については、新たに申請手続きが必要になります。

申請が必要な方の申請方法や申請時期等は詳細が決まり次第お知らせします。

### 制度の変更点

#### ● 支給対象者の範囲や支給額が拡充されます

1. 高校生年代(平成18年4月2日生まれ)まで支給対象となります。
2. 所得制限が撤廃され、所得超過により現在支給されていない方も、特例給付が支給されている方も、児童手当と同額が支給されます。
3. 第3子以降の支給額が一律3万円となります。
4. 第3子の算定基準が変更となります。大学生年代(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれまで)のお子さんの生計費の相当部分の負担を行っているなどの場合には、大学生年代のお子さんから数えて3番目以降のお子さんが第3子以降となります。

#### 【変更後の手当額】

| 年齢区分     | 第1子、第2子 | 第3子以降   |
|----------|---------|---------|
| 3歳未満     | 15,000円 | 30,000円 |
| 3歳～高校生年代 | 10,000円 |         |

#### ● 支払月と回数が変更になります

制度改正後は偶数月の6回に変更し、最初の支給は令和6年12月の予定です。(令和6年10月・11月分)

問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 子育て支援係

TEL 0244-24-5215

## 令和6年度 金婚祝賀会のご案内

7月1日HP更新

これまで社会の発展に貢献され、結婚50周年という大きな節目を迎えられたご夫婦を対象に、市として祝意を表するため、金婚祝賀会を開催します。

## 日時

11月22日(金) 午前10時～

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、開催延期、中止などの変更をする場合があります。お申し込みの皆さまには、改めてご連絡しますので、感染拡大防止のため、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

## 場所

ホテル丸屋グランデ（原町区旭町二丁目28番地）

## 対象となるご夫婦

市内に住所を有するご夫婦で、

(1) 昭和49年1月1日～12月31日までの間に結婚され、金婚50年を迎えられたご夫婦  
または

(2) 昭和48年12月31日以前に結婚され、これまで金婚祝賀会に出席されていないご夫婦

## 申込期限

7月31日(水)

## 参加申込書

長寿福祉課、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課に備え付けの申込書をご使用いただくか、様式をダウンロードしてご使用ください。

## ▶ 申込書[PDF]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/17/20240522\\_x0DgR.pdf](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/17/20240522_x0DgR.pdf)

## ▶ 申込書[Word]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/17/20240522\\_BngP0.doc](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/17/20240522_BngP0.doc)次ページへ続きます 

## 申込先

- 健康福祉部 長寿福祉課  
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27(東庁舎1階)  
TEL 0244-24-5239  
FAX 0244-24-5740
- 小高区 市民総合サービス課  
〒979-2195 南相馬市小高区本町二丁目78(小高区役所1階)  
TEL 0244-44-6713  
FAX 0244-44-6047
- 鹿島区 市民総合サービス課  
〒979-2392 南相馬市鹿島区西町一丁目1(鹿島区役所1階)  
TEL 0244-46-2113  
FAX 0244-46-3830

## 問い合わせ

健康福祉部 長寿福祉課 長寿福祉係

TEL 0244-24-5239



みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>

## 今週の番組

## 番組内容 [6/28~7/5]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 令和6年度 相馬野馬追 ～野馬懸～令和6年度 相馬野馬追 ～火の祭～
- 16分～ 未来志向型教育プログラム リセットされたまちが、未来へのスイッチを押す。
- 53分～ 南相馬市スポーツ少年団 ～高平Jr.バレーボールスポーツ少年団
- 59分～ 第16回 南相馬市総合美術展覧会 ～小中学生の部～
- 74分～ なの花めいろチャレンジ! 2024
- 76分～ 月刊図書館通信7月号
- 82分～ もうひとつの選択肢”ADR”
- 86分～ 防災メールの登録方法
- 89分～ リクエストアワーのお知らせ







## 浪江町からのお知らせ

## 令和6年度の介護保険料をお知らせします

7月1日HP更新

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであり、原則としてすべての65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳から64歳までの医療保険に加入している方(第2号被保険者)の保険料で負担します。

介護保険料のうち65歳以上の第1号被保険者の方が支払う保険料は、各市区町村が3年ごとに決めています。低所得者対策として公費により、第1～3段階の負担割合を軽減しています。

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

令和6年度の保険料は全額減免となります。(ただし、以下の方を除きます。)

- 被災証明書を持たない新規転入の方
- 被災された方のうち、帰還困難区域以外の上位所得者層の方(上位所得者層とは被保険者個人の令和5年中における合計所得金額が633万円以上の方)
- 住民税未申告の方
- 平成27年1月1日から平成27年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域等に平成23年3月11日時点で住民登録があった方、かつ上位所得者層に該当しない方(2分の1減免となります)

上記以外の方は、令和6年度の介護保険料は、「東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例」により全額免除または2分の1免除となります。なお、7月下旬に介護保険料に関する減免通知書を送付いたします。

【令和6年度の所得段階・負担割合及び介護保険料 基準額(月額):7,200円】

65歳以上の方の保険料は、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険サービス費用がまかなえるように算出された基準額をもとに決まります。

次ページへ続きます

| 被保険者本人が住民税非課税の方 |             |                                    |                  | 段階     | 基準額に対する割合       | 年額の保険料（円） | 月額の保険料（円） |
|-----------------|-------------|------------------------------------|------------------|--------|-----------------|-----------|-----------|
| 住民税             |             | 判定所得金額                             |                  |        |                 |           |           |
| 本人              | 世帯          |                                    |                  |        |                 |           |           |
| -----           | -----       | 生活保護受給者                            |                  | 第1段階   | ×0.285          | 24,624    | 2,052     |
| 非課税             | 世帯全員が住民税非課税 | 老齢福祉年金受給者                          | 80万円以下           |        |                 |           |           |
|                 |             | 被保険者本人の課税年金収入額（前年）<br>+ 合計所得金額（前年） | 80万円超<br>120万円以下 | 第2段階   | ×0.485          | 41,904    | 3,492     |
|                 |             |                                    | 120万円超           | 第3段階   | ×0.685          | 59,184    | 4,932     |
|                 |             |                                    | 世帯員に住民税課税の方がいる   | 80万円以下 | 第4段階            | ×0.90     | 77,760    |
|                 | 80万円超       | 第5段階                               |                  | ×1.00  | 86,400<br>（基準額） | 7,200     |           |

| 被保険者本人が住民税が課税の方 |     |                           |                    | 段階    | 基準額に対する割合 | 年額の保険料（円） | 月額保険料（円） |
|-----------------|-----|---------------------------|--------------------|-------|-----------|-----------|----------|
| 住民税             |     | 判定所得金額                    |                    |       |           |           |          |
| 本人              | 世帯  |                           |                    |       |           |           |          |
| 課税              | --- | 被保険者本人の<br>合計所得金額<br>(前年) | 120万円未満            | 第6段階  | ×1.20     | 103,680   | 8,640    |
|                 |     |                           | 120万円以上<br>210万円未満 | 第7段階  | ×1.30     | 112,320   | 9,360    |
|                 |     |                           | 210万円以上<br>320万円未満 | 第8段階  | ×1.50     | 129,600   | 10,800   |
|                 |     |                           | 320万円以上<br>420万円未満 | 第9段階  | ×1.70     | 146,880   | 12,240   |
|                 |     |                           | 420万円以上<br>520万円未満 | 第10段階 | ×1.90     | 164,160   | 13,680   |

次ページへ続きます 

| 被保険者本人が住民税が課税の方 |     | 判定所得金額                    |                    | 段階    | 基準額に対する割合 | 年額の保険料 (円) | 月額保険料 (円) |
|-----------------|-----|---------------------------|--------------------|-------|-----------|------------|-----------|
| 本人              | 世帯  |                           |                    |       |           |            |           |
| 課税              | --- | 被保険者本人の<br>合計所得金額<br>(前年) | 520万円以上<br>620万円未満 | 第11段階 | ×2.10     | 181,440    | 15,120    |
|                 |     |                           | 620万円以上<br>720万円未満 | 第12段階 | ×2.30     | 198,720    | 16,560    |
|                 |     |                           | 720万円以上            | 第13段階 | ×2.40     | 207,360    | 17,280    |
|                 |     |                           |                    |       |           |            |           |

## 納め方

受給している年金の額によって特別徴収と普通徴収に分かれます。(納め方を自分で選択することはできません。)

※ 受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。

### ■特別徴収 … 年金から天引き

- 年金が年額18万円以上の方は、年金から差し引かれます。
- 保険料の年額が、年金の支払月に年6回に分けて差し引かれます。
- 4月、6月、8月の年金から差し引かれる額は、原則として前年度2月に差し引かれた額と同額になります。([仮徴収]といいます。)
- 10月、12月、2月は、町民税確定後に決定した年間保険料から仮徴収分を除いた額が3回に分けて差し引かれます。([本徴収]といいます。)

### ■普通徴収 … 納付書にて納付、または口座振替

- 年金が年額18万円未満の方は、納付書または口座振替により納めます。
- 保険料の年額を年8回(7月から翌年2月)に分けて納めます。
- 本来、「特別徴収」の方でも、次の場合等は一時的に納付書により納めることとなります。
  - ア 年度の途中で65歳になった
  - イ 年度の途中で他町村から転入した
  - ウ 年度の途中で保険料額(所得段階)が変更になった
  - エ 年金が一時的に差し止めとなった などの場合

次ページへ続きます 



## 40歳から64歳の方(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

|                 | 決まり方                                                               | 納め方                                                                   |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 国民健康保険に加入している方  | 世帯に属している第2号被保険者の人数や所得などによって決まります。(所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。) | 同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分を合わせて、世帯主が納めます。                            |
| 職場の健康保険に加入している方 | 加入している医療保険の算定方法にもとづいて決まります。                                        | 医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。(40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。) |

## 保険料を滞納していると

保険料を滞納していると、サービス利用時にいったん全額自己負担になったり、給付の一部または全部が差し止めになるなど、未納の期間に応じて段階的に措置がとられます。ご注意ください。

## 困ったときは、早めに相談を

災害などにより保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。早めにご相談ください。

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0240-34-0226

### 田植え(室原、末森、津島地区)

5月各地区で水稻の試験栽培のための田植えが始まりました。

末森、津島地区では、震災後初となる14年ぶり、室原地区は2年目の田植えとなります。



末森地区の様子



室原地区の様子



津島地区の様子

### あゆの稚魚放流体験

5月12日(日)、請戸川において室原川高瀬川漁業協同組合(小野正信組合長)主催による「あゆの稚魚放流体験会」が行われました。

約30人の親子などが参加し、「いってらっしゃい」、「大きくなって戻ってきてね」など声をかけながら約5,000匹の稚魚を放流しました。



### なみえ創成小・中合同運動会

5月18日(土)、なみえ創成小・中学校合同運動会が開催されました。

当日は、天候にも恵まれ爽やかな風が吹く中、児童生徒ともに全力で競技に取り組む姿に大きな拍手が送られました。



### ご当地キャラ成田詣 2024

5月25日(土)、26日(日)、浪江町イメージアップキャラクターうけどんが、成田市において開催された「ご当地キャラ成田詣2024」に出演しました。

うけどんは愛嬌たっぷりの振る舞いで多くの来場者を魅了しました。また、浪江町出店ブースでは、名産品の紹介や観光スポットをPRし、町の魅力を発信してきました。





### 標葉郷野馬追祭

相馬野馬追が5月25日(土)から27日(月)に開催されました。

標葉郷の53騎の騎馬武者たちは、5月25日(土)に出陣、町内お行列をおこない、南相馬市の本陣に向かいました。

26日(日)は、赫々(かくかく)たる武勲をあげた標葉郷騎馬武者たちが浪江町に凱旋し、凱旋行列をおこない、中央公園で神旗争奪戦が行われました。空高く打ち上げられた神旗を取り合う騎馬武者たちの勇姿は、地域の結束と誇りを一層深め、未来への希望と活力となりました。



### 「大せとまつり」と「登り窯まつり」が開催

5月3日(金・祝)に、14年ぶりに登り窯まつりが復活しました。

また5月3日から5日までの3日間、大せとまつりも同時開催されました。

当日は、多くの来場者でにぎわい大堀地区に人の流れが戻りつつあります。





## 双葉町からのお知らせ

### 駅西住宅入居者募集（令和6年10月入居）のお知らせ

7月1日HP更新



双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備を進めています。

次の住宅の募集を行います。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

#### 募集する住宅

##### ■北エリア③(タウンハウス)

| 種別     | 住戸区分      | 募集戸数 | 住戸番号 | ペット飼養 |
|--------|-----------|------|------|-------|
| 災害公営住宅 | タウンハウス3DK | 1    | D-4  | 不可    |

##### ■南エリア①(戸建)

| 種別     | 住戸区分                    | 募集戸数 | 住戸番号    | ペット飼養 |
|--------|-------------------------|------|---------|-------|
| 災害公営住宅 | 戸建1LDK                  | 2    | 4-2、6-2 | 全て不可  |
|        | 戸建2LDK                  | 1    | 5-6     |       |
|        | 戸建1LDK<br>(バリアフリー配慮タイプ) | 1    | 6-1     |       |
| 再生賃貸住宅 | 戸建1LDK                  | 1    | 3-2     | 可     |

##### ■南エリア②(タウンハウス)

| 種別     | 住戸区分      | 募集戸数 | 住戸番号                                   | ペット飼養 |
|--------|-----------|------|----------------------------------------|-------|
| 災害公営住宅 | タウンハウス1DK | 2    | E-3、E-4                                | 全て不可  |
| 再生賃貸住宅 | タウンハウス1DK | 1    | F-11                                   |       |
|        | タウンハウス3DK | 8    | E-8、F-2、F-6、F-8、F-9、F-12、<br>F-13、F-14 |       |

次ページへ続きます 



※ 住宅の詳細な位置、入居要件や家賃などについては、入居者募集のお知らせを確認してください。

▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15317/202406-oshirase.pdf>



## 申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、郵送、持参、メールで総務課まで提出してください。

▶ 駅西住宅申込書 [Word]

[https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15317/01\\_0610moshikomi\\_pet.docx](https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15317/01_0610moshikomi_pet.docx)



▶ 駅西住宅申込書(記入例) [PDF]

[https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15317/02\\_0610kinyurei\\_pet.pdf](https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15317/02_0610kinyurei_pet.pdf)



## 申込期限

7月26日(金)

※郵送の場合は、期限日までに必着。

持参およびメールの場合は、期限日の午後5時15分まで。

## 抽選について

申し込みが競合した場合は抽選となります。

抽選番号、抽選日時については該当する方に後日お知らせします。

抽選会後に空き住戸があれば、当選できなかった方に優先的にご案内します。

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124

## 令和7年度 双葉町職員(高校卒程度)採用候補者試験 受験案内

7月1日HP更新

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 受付期間   | 7月17日(水)～8月16日(金) |
| 第1次試験日 | 9月22日(日)          |

- 受け付けは、月曜日から金曜日の業務時間内(午前8時30分～午後5時15分)
- 郵送による申込書提出の場合は、8月14日(水)までの消印有効
- 申込用紙は、双葉町役場総務課(2階事務室)で交付しています(全職種)。  
また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。  
郵送での請求方法は、「6受験手続」を参照してください。

※ 申込書の提出先は双葉町役場総務課となります。いわき支所、郡山支所および埼玉支所では受け付けできませんのでご注意ください。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

## 1. 試験職種と採用予定人員

|        |       |     |
|--------|-------|-----|
| 職種     | 一般事務職 | 土木職 |
| 採用予定人員 | 若干名   | 若干名 |

## 2. 受験資格(学歴は問いません)

|                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| 一般事務職<br>(高校卒程度試験) | 平成15年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた者 |
| 土木職<br>(高校卒程度試験)   | 平成15年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた者 |

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

1. 日本国籍を有しない者
2. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会または公正委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

次ページへ続きます 

### 3. 試験の方法および内容

#### (1) 第1次試験(択一式)

| 試験種目         | 試験職種         | 出題分野                                                                                           |
|--------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教養試験<br>(筆記) | 一般事務職<br>土木職 | ・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題<br>・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題<br>※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。 |
| 適性試験<br>(筆記) | 一般事務職<br>土木職 | ・公務員に求められる資質について性格特性をみる<br>・職場に求められる対人関係に関する適応性をみる                                             |
| 専門試験<br>(筆記) | 土木職          | 土木職員として必要な専門知識および能力を問う問題                                                                       |

#### (2) 第2次試験(全試験職種共通)

| 試験職種         | 試験内容                                                                              |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 一般事務職<br>土木職 | (ア) 作文試験 文章による表現力、課題に対する理解力等をみる<br>(イ) 口述試験 個別面接による人物評価<br>(ウ) 身体検査 医師発行の身体検査書を提出 |

### 4. 試験の期日および場所

| 区分        | 期日                                                                                  | 場所                                   | 合格発表                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 第1次<br>試験 | 9月22日(日)<br>受付 午前9時～9時30分<br>教養試験 午前10時～正午<br>※終了後適性検査<br>専門試験(土木職のみ)<br>午後1時～2時30分 | 双葉町産業交流センター<br><br>(双葉町大字中野字高田1番地の1) | 11月上旬ごろ             |
| 第2次<br>試験 | 日時・場所などの詳細は、第1次試験合格者に通知します。                                                         |                                      | 第2次試験日から<br>30日以内の日 |

### 5. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、令和7年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。  
※この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です。
- (2) たとえば、令和7年4月1日付けで採用された場合、最低でも令和7年9月30日までの期間は条件附職員として役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後、各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、令和7年10月1日以後になります。また、この条件附採用職員の期間に役場職員としてふさわしくないと判断された場合は、正式採用されないことがありますのでご留意願います。

次ページへ続きます 

**注意** 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

## 6. 受験手続

### (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、双葉町役場総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「**職員(高校卒程度)採用試験申込用紙請求**」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240ミリ×332ミリ)を必ず同封し、双葉町役場総務課へ郵送してください。

※ 申込用紙は町ホームページからもダウンロードすることができます。

※ いわき支所、郡山支所および埼玉支所での用紙交付および郵便請求による申し込みはできませんのでご注意ください。

### (2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町役場総務課へ提出してください。

また、郵送により申込用紙を提出する場合は、封筒の表に「**職員(高校卒程度)採用試験申込**」と朱書きし、添付書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

#### 【添付書類】

- ・ 84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号:120ミリ×235ミリ)
- ・ 履歴書(市販のものでも可)
- ・ 誓約書

### (3) その他

◆ 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。

※ 受験票がない場合または受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

◆ 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。



#### (4) 申込書様式等

▶ 職員採用試験申込書様式 [PDF]

[https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15301/060701\\_01youshiki.pdf](https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15301/060701_01youshiki.pdf)



▶ 職員採用試験申込書様式(記載例) [PDF]

[https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15301/060701\\_02kisairei.pdf](https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15301/060701_02kisairei.pdf)



▶ 誓約書 [PDF]

[https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15301/06070102\\_03seiyakusyo.pdf](https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15301/06070102_03seiyakusyo.pdf)



### 7. 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で請求できます。ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券など)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へおいでください。

| 試験    | 開示請求できる者  | 開示内容    | 開示期間         |
|-------|-----------|---------|--------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 総合得点・順位 | 合格者発表日から1カ月間 |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者  |         |              |

#### 【問い合わせ先】

〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4  
双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124



## 郡山市からのお知らせ

### 税務署職員、銀行職員をかたるなりすまし詐欺発生！

6月28日HP更新

市内の男性宅に税務署職員をかたり「重複した税金を還付するので、普段利用している銀行名を教えてほしい」などと電話がありました。その後、銀行職員かたる者から電話があり「税務署から依頼があった件について、手続きを進める」などと電話があり、ATMから複数回にわたり現金を振り込みだまし取られる被害が発生しました。

なりすまし詐欺被害防止のため、メディア、市、警察によりさまざまな情報が発信されていますが、手口が巧妙化し、被害が後を絶ちません。

**不審な電話は突然かかってきます。**

**常に警戒心を持ち**、かかってきた電話、送られてきたメールなどで少しでもおかしいと思ったら、**即答、即応は絶対に避け**、警察や身近な人に相談してください。

**自分は被害に遭わないと思わず**、自分にも起こりうることを考え、メディア、市、警察が発信する情報に耳を傾けてください。

### こんな電話がきたら注意！

- ◆ ○○税、○○料の**還付金**があります
- ◆ **ATM**で還付金の手続きしてください
- ◆ あなたの**口座が狙われています**
- ◆ **キャッシュカード**を預かります
- ◆ **暗証番号**を教えてください

**市役所職員や銀行員、年金事務所職員、警察がATMでの手続きをお願いすることや暗証番号を聞くことは絶対にありません。**

不審な電話やショートメッセージ、訪問があった場合はすぐに警察や身近な人に相談してください。

- 警察相談用窓口： #9110
- 消費者ホットライン： 188

問い合わせ

市民部 セーフコミュニティ課 郡山市消費生活センター  
TEL 024-921-0333

**⚠️クマ出没警戒注意報発表中⚠️**



**クマ 注意**

～あなたの**命**を守るため クマに警戒してください～

- ①クマの出没が確認されている場所には近づかない
- ②単独行動を避ける
- ③山等に入る際は、音の鳴るものを携行する
- ④人家周辺に生ゴミ等の誘引物を置かない

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

**連絡先** 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係  
TEL 0256-34-5405

## 三条市に避難している世帯数と人数(2024.7.3現在)

| 市町村名   | 世帯数 | 人数 |
|--------|-----|----|
| 小高区    | 13  | 32 |
| 原町区    | 3   | 3  |
| 南相馬市 計 | 16  | 35 |
| 浪江町    | 3   | 10 |
| 双葉町    | 1   | 1  |
| 郡山市    | 3   | 7  |
| 合 計    | 23  | 53 |

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511